

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの 防疫対応について

令和5年1月、令和4年度において県内
1例目および2例目となる高病原性鳥イン
フルエンザ（HPAI）が連続しました。

1例目

1月18日(水)

13時10分：農場主から電話連絡

15時：農場へ緊急立入

簡易検査で陽性を確認

PCR検査の結果で陽性を確認

19日(木)

12時：疑似患畜と確定

防疫措置を開始

20日(金)

3時：殺処分完了

21日(土)

11時45分：防疫措置完了

(防疫措置開始から47時間45分後)

1例目防疫作業



2例目

1月25日(水)

9時30分：農場主から連絡

13時50分：農場へ緊急立入

簡易検査で陽性を確認

PCR検査で陽性を確認

26日(木)

10時：疑似患畜と確定

防疫措置を開始

12時頃：殺処分完了

16時：防疫措置完了

(防疫措置開始から6時間後)

2例目鶏舎消毒作業



今回の2例に関して、寒風吹きすさぶなかでの作業ではありましたが、関係機関および関係団体の御協力のおかげで国が目安とする24時間以内の殺処分、および72時間以内の防疫措置完了を行うことができました。関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。

本病の発生を防ぐには、農場における飼養衛生管理基準の遵守が必要不可欠となります。また、飼養衛生管理基準の遵守はその他の疾病の予防という点でも効果的です。農場における伝染性疾病の発生予防のため、今一度鶏舎ごとの手指消毒、長靴および衣服の交換、防鳥ネットの点検および修繕といった基本的な部分を徹底していただきますよう、よろしく願いいたします。

(佐伯)